

公立大学法人滋賀県立大学に係る中期目標を定めることにつき議決を求めることについて

滋賀県立大学は、平成 7 年 4 月に開学し、平成 18 年 4 月に地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づく公立大学法人となりました。

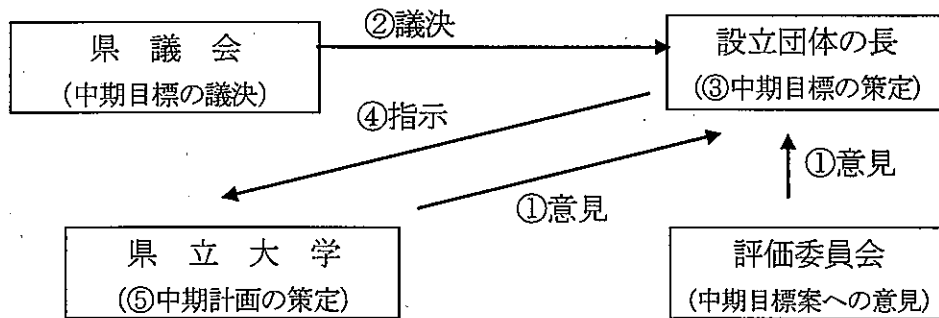
公立大学法人滋賀県立大学は、法第 25 条に基づき知事が策定した中期目標（第 1 期：平成 18 年度～23 年度 第 2 期：平成 24 年度～平成 29 年度）を達成するため、中期計画や年度計画を策定し、大学法人運営を行っています。

第 2 期中期目標期間の終了を迎えることから第 3 期の中期目標を定めるにあたり、法第 25 条第 3 項の規定に基づき、議決を求めます。

1 中期目標（法第 25 条、第 78 条）

- (1) 期 間：6 年間（平成 30 年度～35 年度）
- (2) 内 容：別添資料のとおり

2 公立大学法人の中期目標策定等の流れ



3 これまでの経過

(1) 県議会総務・政策・企業常任委員会

- 平成 29 年 5 月 18 日 第 3 期中期目標の策定について
7 月 6 日 第 3 期中期目標（素案）について

(2) 公立大学法人評価委員会

- 平成 29 年 2 月 15 日 第 3 期中期目標（骨子案）について
6 月 2 日 第 3 期中期目標（素案）について
7 月 21 日 第 3 期中期目標（案）について
8 月 9 日 中期目標（案）に対する意見について

(参考) 公立大学法人評価委員会委員

- 磯田 隆雄（一般社団法人滋賀経済産業協会副会長）
位藤紀美子（前 国立大学法人京都教育大学長）
北野 正雄（国立大学法人京都大学理事・副学長）
古川 幸一（日本流通産業(株) 専務執行役員）
前野 芳子（公認会計士）

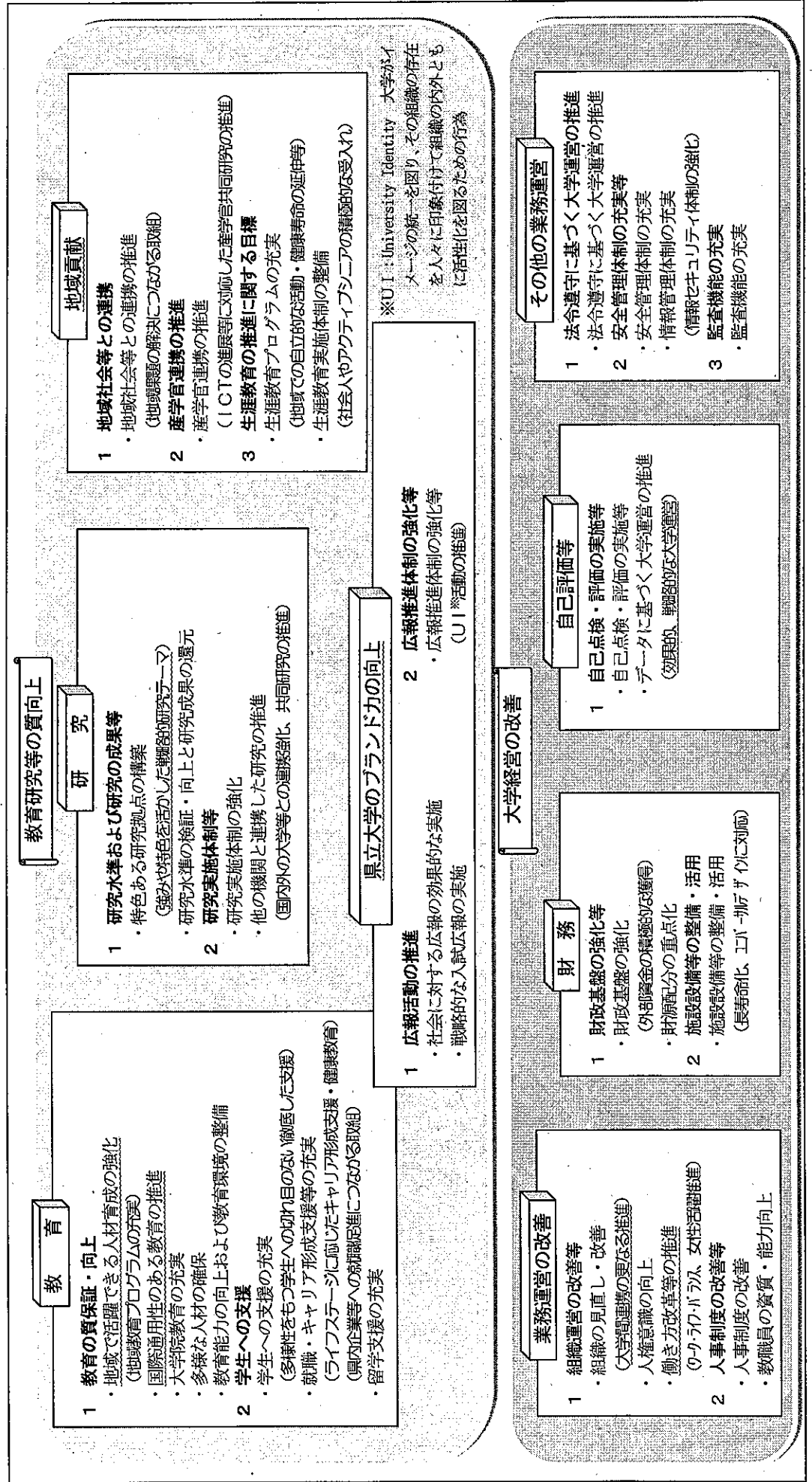
公立大学法人滋賀県立大学第3期中期目標（案）の概要

大学の基本的な目標

【基本姿勢】

「キャンパスは琵琶湖。テキストは人間。」をモットーに、SDGsなども見据え、世界に通じる地域発のイノベーション（グローバルイノベーション）を志向する。

- 国際通用性のある教育を通じてグローバルな人材を育成するとともに、県立大学の強みを活かした特色ある研究を推進する。
- 地域人材の育成や地域課題の解決に向けた取組、産学官連携などを強化し、地域貢献のリーダーシップモデルとなることを目指す。
- 大学の教育や研究の成果、学生の活動等を効果的に発信することにより、県立大学のブランド力の向上を目指す。
- 社会の変革に対応するため柔軟性を持って業務運営の改善を図るとともに、効率的、戦略的な大学運営を推進する。



※UI: University Identity 大学がイメージの統一を図り、その組織の内外ともに人々に印象付けて組織の内外ともに活性化を図るための行為